

## 高岡地区広域圏事務組合入札心得

平成27年4月1日 施行

(趣旨)

第1条 高岡地区広域圏事務組合が締結する契約（支出の原因となるものに限る。）にかかる競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高岡地区広域圏事務組合契約に関する規則（平成10年高岡地区広域圏事務組合規則第3号。以下「組合規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札等)

第2条 入札参加者は、この心得、設計図書又は仕様書（以下「設計図書等」という。）及び公告又は指名通知書を熟覧のうえ、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、公告又は指名通知書に定める日まで関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書に、次の各号の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、入札箱に投函しなければならない。

(1) 入札の案件番号

(2) 入札の案件名称

(3) 入札金額

(4) 入札書作成日

(5) 第1号から第4号までに定めるもののほか公告又は指名通知書に定める事項

3 入札書を封かんした封筒には、「入札書在中」の旨、入札者の名称並びに前項第1号及び第2号に掲げる事項を記載し、入札書に押印した印鑑により封印するものとする。

4 入札者は、入札金額内訳書が必要な入札の場合には、入札書と一緒に入札金額内訳書を同封して入札箱に投函しなければならない。

5 前項により投函された入札金額内訳書は、契約によって生じる権利又は義務に影響を及ぼさないものとする。

6 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

7 指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。

8 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。

9 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を持参させなければならない。

10 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

11 入札参加者以外の入札室への立ち入りは、別に定めるものを除き、禁止する。

(入札の辞退)

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっても、入札辞退届を高岡地区広域圏事務組合事務局に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 入札の辞退により、入札参加者が1人のときは、入札の執行を中止するものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第4条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行為をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することができる。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札

(3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

(4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(5) 必要な記載事項を確認できない入札

(6) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 入札執行前に予定価格を公表した場合においては、当該予定価格を超える入札

(9) 入札金額内訳書が必要な入札に入札金額内訳書を提出しない者のした入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札者立会いのうえ行うものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と

する。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(予定価格を事前に公表する場合の入札回数)

第8条 入札執行前に予定価格を公表した場合には、入札回数は1回とする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、組合規則でその例によることとした高岡市契約に関する規則（平成17年高岡市規則第35号）第43条第2項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申し立て)

第10条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。